

# 平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 健康長寿課  
 担当名: 母子保健担当  
 内線: 3552

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B31	身体障害児等対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	身体障害児等対策費	
事業期間	昭和29年度～	根拠法令	育成医療: 障害者総合支援法第58条 療育: 児童福祉法第20条	戦略項目	03	医療の安心			
				分野施策	010302	地域医療体制の充実			
<p>1 事業の概要</p> <p>身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し医療(育成医療)の給付を行い、早期治療を行う。</p> <p>また、結核に罹患して長期入院を必要としている児童に対し、医療(療育)の給付等を行い、児童の健全な育成と福祉の向上を図る。</p> <p>育成医療の市町村への県費負担金が当初の見込みを下回ったことによる減額補正を行う。</p> <p>(1) 自立支援医療(育成医療) 45,482千円                      (2) 結核児童療育給付                      (3) 事務費</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 自立支援医療(育成医療) 身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で確実な治療効果が期待できる者に対し医療の給付を行う。 45,482千円</p> <p>イ 結核児童療育給付 結核に罹患して長期入院を必要としている児童に対し、医療の給付、入院中の学習の援助を行う。</p> <p>ウ 事務費 市町村における事業を、円滑に進めるための経費</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 自立支援医療(育成医療) 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。                      イ 結核児童療育給付 県が事業を実施する。(さいたま市・川越市を除く)</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>障害の予防及び身体障害児・結核児童の健全育成を図ることができる。</p> <p>(4) その他</p> <p>自立支援医療(育成医療)は、権限移譲のため、平成25年度より市町村が実施している。</p> <p>(5) 補正の内容</p> <p>市町村への県費負担金が当初の見込みを下回ったことによる減額補正</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>(1) 国1/2(県1/4)市町村1/4                      (2) (国1/2・県1/2)</p>									
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>(区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費                      (細節) 身体障害児等援護費</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×0.9人=8,550千円</p>									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	分担金 及び負担金	諸収入					
決定額	45,482						45,482	86,908	
現計額	132,390	1,781	370	99			130,230		